

新潟県条例第37号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号）の一部を次の表のよう

に改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,300円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>5,500円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>4,400円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。